

議案第56号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月11日提出

養父市長 大林 賢一

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次の表のように改正する。

第1条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年養父市条例第51号）の一部改正（下線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
基準日	在職期間				基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満		6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	100分の217.5	100分の174	100分の130.5	100分の65.25	6月1日	100分の217.5	100分の174	100分の130.5	100分の65.25
12月1日	<u>100分の227.5</u>	<u>100分の182</u>	<u>100分の136.5</u>	<u>100分の68.25</u>	12月1日	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.25</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				

第2条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年養父市条例第51号）の一部改正（下線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
基準日	在職期間				基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満		6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>	6月1日	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.25</u>
12月1日	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>	12月1日	<u>100分の227.5</u>	<u>100分の182</u>	<u>100分の136.5</u>	<u>100分の68.25</u>
3・4 （略）					3・4 （略）				

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。  
（期末手当の内払）
- 第1条の規定による改正後の養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「第1条改正条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正条例の規定による期末手当の内払とみなす。